

子ども医療費助成の対象拡大について

(高校生世代の通院医療費助成を開始します)

WEB 1010555

現在中学生以下の方を対象としている通院医療費助成について、令和8年4月1日から、高校生世代(18歳に到達後の最初の3月31日まで)まで拡大して実施することとしました。

医療機関等の窓口で、マイナ保険証または資格確認書とともに子ども医療費受給者証(以下「受給者証」とします)を提示することで、保険診療分の自己負担額が無料となります。

【子ども医療費の助成内容】

対象	令和8年3月31日まで	令和8年4月1日から
未就学児 小中学生	入院医療費 + 通院医療費 (受給者証あり)	入院医療費 + 通院医療費 (受給者証あり)
高校生世代	入院医療費のみ (受給者証なし) ※申請により払い戻し	

【受給者証の交付について】

拡大後の受給者証は、各受給者様宛てに郵送しました(障害者医療など、同等の医療の助成を受けられる方は除きます)ので、お手元に届いていない場合は、お問い合わせください。

問 保険医療課 ☎444・3168

令和8年度就学援助費について

お子さんを小中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費などを援助する事業を行っています。援助を希望される方は、次の事項を参考に、申請期間内に手続きを行ってください。**毎年度申請が必要です。**

対象 あま市立の小中学校及び愛知県立の中高一貫中学校に在学する児童生徒の保護者等で、次のいずれかに該当し、市教育委員会が援助の必要があると認めた方

- (1)生活保護を受けている方(教育扶助を受けている場合は、修学旅行費のみ支給します)
- (2)生活保護が停止または廃止された方
- (3)市民税が非課税または減免されている方
- (4)個人の事業税または固定資産税が減免されている方
- (5)国民年金保険料が全額免除されている方
- (6)国民健康保険税が減免されている方
- (7)児童扶養手当の支給を受けている方
- (8)生活福祉資金による貸付けを受けている方
- (9)その他経済的に困窮し、就学に支障があると認められる方

申請期間

4月1日(水)～5月29日(金)(土・日曜・祝日を除く)午前9時～午後4時

※郵送の場合は、消印日を受付日とします。

※申請期間後に申請し認定された場合は、認定月からの月割支給となります。

申請先 あま市教育委員会学校教育課(郵送可)

申請に必要なもの

- ・申請要件を証明することができるもの
- ・振込先口座の分かるもの(保護者名義のものに限る)
- ・個人番号(マイナンバー)が分かるもの

※申請書は、窓口を用意してあります(市公式ウェブサイトからもダウンロードできます)。

申請にあたって

- (1)お子さんと同一生計世帯員全員が同じ申請理由に該当することが必要です。
- (2)**所得申告が必要です。**未申告の方は所得申告をしてください。
- (3)認定を受けた後に認定要件を喪失された方は、認定が取り消されます。別の認定要件で申請される方は、再度申請をしてください。

問 学校教育課 ☎444・0902